



地方の改革案に沿った三位一体改革の実現に関する 緊急アピール

われわれが三位一体改革を推進する目的は、住民に身近なところで政策を決め、地域の実態にあった事業を行うことにより、住民の視点に立った簡素で効率的な都市経営を行うことである。また、このことは、国・地方を通じた効率的な行財政運営と財政再建にもつながるものである。

これまで、都市自治体は、自らの身を削り市町村合併を進め、行政体制の刷新を図りつつ、地方六団体として「国庫補助負担金等に関する改革案」を2度にわたり取りまとめた。

しかし、各省の対応は、省益を優先した国庫補助負担金の維持や生活保護費負担率の引下げなど、地方の自主性の拡大につながらないばかりか、単に地方へ負担を転嫁するものであり、「小さくて効率的な政府」への道筋である「国から地方へ」の改革の理念をまったく理解しないものとなっている。

先般の総選挙においても、国民の意思は地方分権改革を進めることを支持している。国は、小泉総理の強いリーダーシップのもと、地方の改革案の実現に責任をもって取り組まれるよう、われわれ市長は次の点を強くアピールする。

- 一、 税源移譲にあたっては、平成18年度までに、都市の主体である住民によるまちづくりを進めるため、住民税を拡充することとし、3兆円の税源移譲を確実に実施すること。
- 一、 税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革は、地方の裁量と自治権の拡大につながるよう、地方の改革案に沿って確実に行うこと。
- 一、 最大の行政改革である市町村合併を進める都市自治体が、地域の行政課題に適切に対応できるよう、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、平成18年度の地方交付税総額を確実に確保すること。
- 一、 厚生労働省の見直し案による、生活保護の基準設定権限や国庫負担等の変更は国の責任放棄であり、地方への負担転嫁であることから、絶対に行わないこと。また、補助金の交付金化は国に権限と財源が残り改革とはいえず、認められない。
- 一、 平成19年度以降を「第2期改革」と位置づけ、更なる地方分権改革を一層推進すること。

平成17年11月9日

全 国 市 長 会

市長フォーラム参加市長一同